物流事業者等との取引に関する調査票

本調査では、令和７年１０月１日から令和８年９月３０日までの間（以下、この１年間の期間を「調査対象期間」といいます。）に貴社が行った物流特殊指定の対象取引について、回答してください。

調査は大きく３つに分かれます。

それぞれどのような取引が対象になるかについては、各部の冒頭の説明を確認してください。
複数の立場に該当する場合はそれぞれの設問に回答してください。

第１部　着荷主の立場で回答いただくもの（設問２～設問８。４ページ）
第２部　発荷主の立場で回答いただくもの（設問９～設問１３。１１ページ）
第３部　荷主の立場で回答いただくもの（設問１４～設問２６。１７ページ）

※設問１は全ての回答者の皆様に共通の確認事項となります。

回答要領

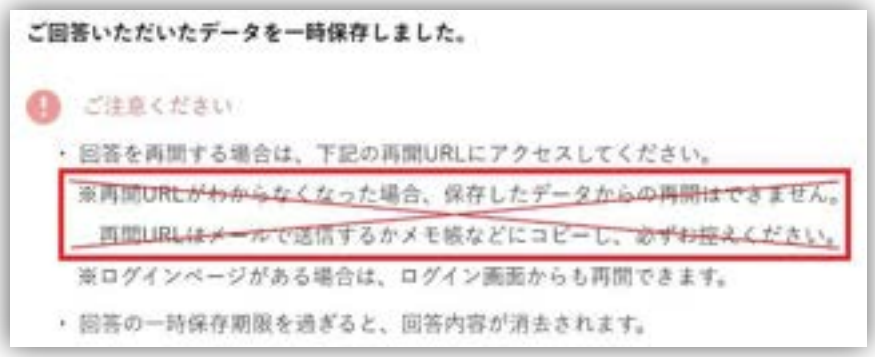
➢　回答は、郵送した案内を御覧の上、回答用ウェブサイトで入力してください。

➢　廃業、解散等による事業活動の終了や他社への吸収合併により貴社が現在事業活動を行っていないような場合も、設問１のみ回答してください。

➢　本調査票（ＰＤＦファイル）に載っていても、前の設問への回答内容に応じて、実際には表示されない設問もあります。画面に表示された設問にのみ回答してください。

➢　回答を中断する場合は、画面下部の「一時保存」ボタンを押してください。一時保存した回答は、改めてログインし、「つづきから回答する」ボタンを選択することで、中断した箇所から再開できます。（「はじめから回答する」のボタンは、一時保存した回答を全てリセットして回答し直すときのみ押してください。）

なお、一時保存後の画面には以下の注意書きが仕様のため表示されますが、赤枠内の内容は本アンケートには該当しません。



再開 URL を控えていなくても、ログインページから再度ログインし、「つづきから回答する」ボタンを選択することで回答を再開できます。

➢　回答の一時保存期限は 7 日間です。期限を過ぎると、回答内容が消去されます。

➢　60 分以上操作がない場合は接続が切断され、一時保存していない回答内容は全て失われます。「次へ」ボタンを押しても回答内容は保存されないため、回答中も適宜「一時保存」ボタンを押してください。

➢　送信済みの回答を修正する場合は、全ての設問への再回答が必要です。再回答すると、以前の回答内容は最新の内容に上書きされます。回答完了後に届く自動返信メールに記載された回答内容をご確認のうえ、再回答をお願いします。

➢　☆印がある設問は必須回答です。

回答締切り：　令和８年１２月１１日（金）

御協力をお願いします。

設問１　貴社の概要等について

回答時点での以下の事項をお尋ねします。

ア　貴社の概要（貴社名、郵便番号、本店所在地）☆

イ　回答作成の御担当者名、所属、役職、連絡先（電話番号・電子メール）☆

※上記アドレス宛に、回答送信後、回答内容確認メールを送信します。

ウ　事業活動の終了等の有無☆

①　事業活動を行っている

②　廃業、解散といった事業活動の終了や、他社への吸収合併がある（⇒設問を終了します）

エ　資本金又は出資の総額☆

貴社の資本金又は出資の総額を、次の区分から選択してください。

①　３億円超

②　１０００万円超３億円以下

③　１０００万円以下

オ　年間売上高☆

貴社の直近期の年間売上高を、次の区分から選択してください（税抜き・単体）。

①　１０００億円以上

②　１００億円以上１０００億円未満

③　１０億円以上１００億円未満

④　１億円以上１０億円未満

⑤　１億円未満

⑥　非公開

カ　従業員数☆

貴社の従業員数を、次の区分から選択してください。

回答時点の人数が不明な場合は、直近の特定の時点の人数で回答しても結構です。

①　３００人超

②　３００人以下（３００人の場合はこちら）

第１部　着荷主としての設問

調査対象の取引（着荷主）

「調査対象の取引（着荷主）」は、貴社が**継続的**（注１）**に**物品を購入したり、製造・修理・情報成果物の作成を委託したりした場合に、当該取引の相手方（販売元事業者、委託先事業者。以下、「発荷主」といいます。）から運送を委託された物流事業者を介して、貴社が**その目的物**（注２）**（商品や成果物など）の引渡し（納品）を受ける運送です。**

ただし、事業者・一般消費者の別にかかわらず広く適用される取引条件の下で行う運送は除きます（例：一般消費者向けの宅配便を利用した荷物の運送）。

（注１）　「継続的」とは、毎月のように連続的に委託していることまでは必要ではなく、例えば、半年ごとに委託しているような場合も含まれます。ただし、運送が臨時で行われるような単発（スポット）取引は調査の対象から除かれます。

（注２）　「目的物」とは、貴社が発荷主から販売を受け、又は製造・修理、情報成果物の作成などを委託した物品です（情報成果物の作成においては、当該情報成果物が記載等された物品）。

なお、レンタルやリースのための物品の運送は、販売等に伴う運送には当たらないため、ここでは目的物に当たりません。したがって、回答に含める必要はありません。

この調査で対象とする着荷主としての取引



※貴社が着荷主として、貴社以外の方（貴社の物流拠点の運営委託先など）に物品を受け取らせる場合も含みます。

※貴社が、貴社を届け先とする物品の運送を委託した場合は、この調査では貴社は着荷主に当たりません。この場合は引取運送を委託した荷主として、第３部に回答してください。

※レンタルやリースのための物品の運送は、販売等に伴う運送に当たらないため、第１部で回答に含める必要はありません。

※　令和７年１０月１日～令和８年９月３０日の取引について回答してください。

貴社が着荷主として、物流事業者から物品の引渡し（納品）を受けた際のことをお尋ねします。

設問２　着荷主としての取引の有無

貴社が発荷主から継続的に物品を購入し、又は物品の製造・修理、情報成果物の作成を委託し、その発荷主が運送を委託した物流事業者を介して、その目的物の引渡し（納品）を受ける取引がありましたか。☆

①　はい
②　いいえ　（⇒第２部に移動します）

設問３　発荷主について

物流事業者から物品の引渡し（納品）を受けた場合において、物流事業者に対してその物品の運送を委託した発荷主に、次の方は含まれますか。把握しているものを全て選択してください。〔複数回答可〕☆

①　資本金（又は出資の総額）が１千万円超　３億円以下の事業者
②　資本金（又は出資の総額）が１千万円以下の事業者又は個人事業主
③　従業員数が３００人以下の事業者
④　①～③に該当する発荷主は含まれない
⑤　分からない

（⇒④・⑤を選択した場合、他の選択肢は選べません）

設問４　経済上の利益の提供要請について

ア　貴社が物品の引渡し（納品）を受けるに際して、納品に来た物流事業者に附帯業務（納品のための運送以外の業務）を行うよう要請し、応じてもらったことがありましたか。

①　あった
②　なかった　（⇒クへ移動します）

※　令和７年１０月１日～令和８年９月３０日の取引について回答してください。

イ　前記アで①を選択した場合、その附帯業務の内容は何でしたか。該当するものを全て選択してください。〔複数回答可〕

①　仕分	②　保管
③　検収・検品	④　荷卸し
⑤　横持ち・縦持ち	⑥　棚入れ
⑦　ラベル貼り	⑧　その他（※具体的に記載してください）

ウ　前記アで①を選択した場合、その附帯業務の要請は誰に行いましたか。該当するものを全て選択してください。〔複数回答可〕

①　発荷主
②　物流事業者（貴社に納品に来た物流事業者）
③　その他（※具体的に記載してください）

エ　前記アで①を選択した場合、その附帯業務の内容及びその費用と負担者について、発荷主と合意していましたか。

①　全ての取引で合意していた
②　一部の取引で合意していないものがあった
③　全ての取引で合意していなかった　（⇒クへ移動します）

オ　前記エで①又は②を選択した場合、その附帯業務の費用は、発荷主に対してどのように支払いましたか。該当するものを全て選択してください。〔複数回答可〕

①　貴社が購入するなどした物品の代金や運賃（送料）と分けて支払った
②　貴社が購入するなどした物品の代金や運賃（送料）に含めて（区別できない形で）支払った
③　貴社の費用負担無しとして合意していたため支払わなかった　（⇒③のみの場合、キへ移動します）

カ　前記オで①又は②を選択した場合、支払った費用はどのように決定しましたか。該当するものを全て選択してください。〔複数回答可〕

①　発荷主と協議して決定した
②　物流事業者と協議して決定した
③　協議せず、貴社が単独で決定した
④　その他（※具体的に記載してください）

キ　前記オで③を選択した場合、費用負担無しとして合意した理由は何でしたか。該当するものを全て選択してください。〔複数回答可〕

① 附帯業務の費用は全て代金や運賃（送料）に含めることで合意していた
② 必要なときのみ発荷主が申し出ることで合意していたが、申出がなかった
③ 貴社は支払を申し出たが、発荷主が受け取ろうとしなかった
④ その他（※具体的に記載してください）

ク　運送中の事故等によって、引渡しを受けた物品に毀損（傷つけること、破損）が生じた場合、発荷主又は物流事業者に対して、毀損の無い（無傷の）物品についてまで事故に伴う費用を負担してもらったことがありましたか。

① 毀損が生じた物品のみ費用を負担してもらったことがあった
② 毀損の無い（無傷の）物品を含めて費用を負担してもらったことがあった
③ なかった（又は運送中に毀損が生じたことがなかった）

ケ　物品の引渡し（納品）を受けるに際して、発荷主又は納品に来た物流事業者に対し、前記アからクで記した内容以外に、役務や金銭といった経済上の利益の提供を要請し、応じてもらったことがありましたか。該当するものを全て選択してください。〔複数回答可〕

① 発荷主に応じてもらったことがあった（※提供を受けたものを具体的に記載してください）
② 物流事業者に応じてもらったことがあった（※提供を受けたものを具体的に記載してください）
③ なかった　（⇒③を選択した場合、他の選択肢は選べません）

設問５　荷待ちについて

ア　貴社は、発荷主との間で納品の時間を取り決めていましたか。
**　取り決めていた場合、取り決めた時間に物流事業者が到着したにもかかわらず、貴社の都合で荷卸しを遅らせた（荷待ちをさせた）ことはありましたか。**

① あった
② なかった
③ いずれも納品の時間を取り決めていなかった

（⇒②・③を選択した場合、設問６へ移動します）

イ　前記アで①を選択した場合、荷待ち時間はどの程度でしたか。最も頻度が多かったものを、次の区分から選択してください。

① ３０分以内
② ３０分超１時間以内
③ １時間超２時間以内
④ ２時間超３時間以内
⑤ ３時間超

※　令和７年１０月１日～令和８年９月３０日の取引について回答してください。

ウ　前記アで①を選択した場合、その荷待ちの要請は誰に行いましたか。該当するものを全て選択してください。〔複数回答可〕

① 発荷主
② 物流事業者（貴社に納品に来た物流事業者）
③ その他（※具体的に記載してください）

エ　前記アで①を選択した場合、その荷待ちに伴う費用と負担者に関して、発荷主と合意していましたか。

① 全ての取引で合意していた
② 一部の取引で合意していないものがあった
③ 全ての取引で合意していなかった（又は、協議も行っていない）　（⇒設問６へ移動します）

オ　前記エで①又は②を選択した場合、その荷待ちに伴う費用は、発荷主に対してどのように支払いましたか。該当するものを全て選択してください。〔複数回答可〕

① 貴社が購入するなどした物品の代金や運賃（送料）と分けて支払った
② 貴社が購入するなどした物品の代金や運賃（送料）に含めて（区別できない形で）支払った
③ 貴社の費用負担無しとして合意したため支払わなかった　（⇒③のみの場合、キへ移動します）

カ　前記オで①又は②を選択した場合、支払った費用はどのように決定しましたか。該当するものを全て選択してください。〔複数回答可〕

① 発荷主と協議して決定した
② 物流事業者と協議して決定した
③ 協議せず、貴社が単独で決定した
④ その他（※具体的に記載してください）

キ　前記オで③を選択した場合、費用負担無しとして合意した理由は何でしたか。該当するものを全て選択してください。〔複数回答可〕

① 荷待ちの費用は全て代金や運賃（送料）に含めることで合意していた
② 必要なときのみ発荷主が申し出ることで合意していたが、申出がなかった
③ 貴社は支払を申し出たが、発荷主が受け取ろうとしなかった
④ その他（※具体的に記載してください）

設問６　委託内容の変更・やり直しについて（荷待ちを除く）

貴社が運送の内容を変更させ、又は運送のやり直しをさせ、それに伴い発荷主又は物流事業者に契約外の追加費用が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかったことがありましたか。該当するものを選択してください。

ただし、ここでは、あらかじめ取り決めた時間に物流事業者が到着しているにもかかわらず、貴社の都合で荷卸しの時間を変更して遅らせる「荷待ち」は含みません。

①　負担しなかったことがあった
②　変更ややり直しの際はそれに伴う費用を全額支払った
③　発荷主や物流事業者に対し、追加費用が生じたか否か確認しなかった
④　委託内容の変更ややり直しを行わせたことはなかった

設問７　情報提供への対応について

設問４から６に関して、物流事業者又は発荷主が、貴社から不利益な行為を受けたとして、その事実を公正取引委員会に知らせた又は知らせようとしたことについて把握したことがありましたか。ある場合、貴社が当該発荷主に対して採った具体的な対応を選択してください。

①　該当する事例はなかった（又は該当する事例があったか否か把握していない）
②　従来どおり取引を継続した
③　取引数量、取引高等を減らした
④　取引を打ち切った
⑤　発荷主に対して、公正取引委員会へ情報を提供した（提供しようとした）物流事業者との取引を減らす又は打ち切るよう求めた
⑥　その他（※貴社が採った対応を具体的に記載してください）

※　ここでは、回答時点の事項について回答してください。

設問８　改正物流特殊指定への対応について

令和９年４月から、「改正物流特殊指定」が施行され、着荷主による一定の行為が規制されます（改正物流特殊指定の詳細は、本調査の協力依頼状に同封したリーフレット又は公正取引委員会ウェブサイトを御覧ください。）。

ア　貴社は、改正物流特殊指定について、知っていますか。

①　よく知っている
②　詳細は知らないが、聞いたことはある
③　今回、初めて知った　（⇒第２部へ移動します。）

イ　前記アで①又は②を選択した場合、貴社は、着荷主として社内でどのような準備をしていますか。実施中又は完了したものを全て選択してください。〔複数回答可〕

①　改正物流特殊指定に関する情報収集
②　貴社における物品の引渡（納品の受入）状況の把握
③　発荷主の資本金、従業員数等の現状把握（改正物流特殊指定の適用対象となる取引先か否かの確認）
④　物品の引渡し（納品の受入）が生じる部門の従業員を対象とした研修
⑤　発荷主との取引条件改善に向けた協議（※改善の内容を具体的に記載してください）
⑥　その他（※実施中又は完了した対応を具体的に記載してください）
⑦　着手していない
⑧　現状を確認した結果、対応を要するものはなかった

（⇒⑦・⑧を選択した場合、他の選択肢は選べません）

第２部　発荷主としての設問

調査対象の取引（発荷主）

「調査対象の取引（発荷主）」は、貴社が**継続的**（注１）**に**物品を販売したり、製造・修理・情報成果物の作成を受託したりした場合に、当該取引の相手方（販売先事業者、委託元事業者。以下「着荷主」といいます。）又はその指定する者に対し、**貴社が運送を委託した物流事業者を介して、その目的物**（注２）**（商品や成果物など）の引渡し（納品）を行う運送です。**

ただし、事業者・一般消費者の別にかかわらず広く適用される取引条件の下で行う運送は除きます（例：一般消費者向けの宅配便を利用した荷物の運送）。

（注１）　「継続的」とは、毎月のように連続的に委託していることまでは必要ではなく、例えば、半年ごとに委託しているような場合も含まれます。ただし、運送が臨時で行われるような単発（スポット）取引は調査の対象から除かれます。

（注２）　「目的物」とは、貴社が着荷主に販売し、又は着荷主から製造・修理、情報成果物の作成などを受託した物品です（情報成果物の作成においては、当該情報成果物が記載等された物品）。
なお、レンタルやリースのための物品の運送は、販売等に伴う運送には当たらないため、ここでは目的物に当たりません。したがって、回答に含める必要はありません。

この調査で対象とする発荷主としての取引



（注）取引の相手方が指定した者も含みます。
ただし消費者は含みません。

【御注意】

●次のようなケースしかない場合、この調査においては、貴社は発荷主に当たりません。
第２部の設問には回答不要ですので、設問９で「②いいえ」を選択し、第３部へ移動してください。

⑴　着荷主が物流事業者に対して物品の運送を委託した場合（納品先が自ら運送手段を手配して貴社から目的物を引き取った場合。荷主の引取運送に該当。）

⑵　物品の運送を物流事業者に委託せず、貴社が使用する車両で引渡し（納品）を行った場合

⑶　レンタルやリースのための物品の運送しか委託しなかった場合

●貴社が物品の運送を全て貴社の物流子会社に委託している場合も、貴社を発荷主として調査対象取引の有無を確認してください（昨年度までの調査と異なり、物流子会社への回送は不要です。）。

※　令和７年１０月１日～令和８年９月３０日の取引について回答してください。

貴社が発荷主として物流事業者に物品の運送を委託し、当該物流事業者を介して着荷主に引渡し（納品）を行った際のことをお尋ねします。

設問９　発荷主としての取引の有無

貴社が継続的に物品を販売し、又は物品の製造・修理、情報成果物の作成を受託し、貴社が運送を委託した物流事業者を介してその目的物の引渡し（納品）を行う取引がありましたか。☆

①　はい
②　いいえ　（⇒第３部に移動します）

設問１０　物流事業者が行う附帯業務や変更対応について

ア　貴社が運送を委託した物流事業者が、着荷主に対して目的物の引渡し（納品）を行うに際して、着荷主から、当初の契約に含まれない附帯業務（納品のための運送以外の業務）や運送のやり直しを求められたり、荷待ちをさせられたりしたことはありましたか。

なお、第２部において荷待ちとは、貴社又は物流事業者が着荷主との間であらかじめ到着時間を定めていた場合に、物流事業者がその時間どおりに到着したにもかかわらず、荷卸しを待たされることをいいます。

①　あった
②　全くなかった
③　分からない（把握していない）　（⇒カに移動します）

イ　前記アで①を選択した場合、着荷主から求められた内容は何でしたか。該当するものを全て選択してください。〔複数回答可〕

①　仕分　　②　保管
③　検収・検品　　④　荷卸し
⑤　横持ち・縦持ち　　⑥　棚入れ
⑦　ラベル貼り　　⑧　荷待ち
⑨　運送のやり直し　　⑩　その他（※具体的に記載してください）

※　特記が無い限り、令和７年１０月１日～令和８年９月３０日の取引について回答してください。

ウ　前記アで①を選択した場合、着荷主から貴社に対し、前記イで選択した附帯業務その他の行為を物流事業者に行わせることについて、協議又は要請はありましたか。

① 毎回あった
② 毎回であるかは分からないが、あった
③ 全くなかった
④ 分からない

（⇒カに移動します）

エ　前記ウで①又は②を選択した場合、貴社は、物流事業者が行う附帯業務その他の行為の費用と負担者について、着荷主と合意していましたか。

① 全ての取引で合意していた
② 一部の取引で合意していないものがあった
③ 全ての取引で合意していなかった

オ　前記ウで①又は②を選択した場合、貴社は、協議又は要請を受けた附帯業務その他の行為を行うことについて、物流事業者に対して要請しましたか。

① 毎回要請した
② 要請したことと、拒否するよう求めたことが、両方あった（※判断の基準があれば記載してください）
③ 毎回、拒否するよう求めた

カ　運送中の事故等によって、引き渡した（納品した）物品に毀損（傷つけること、破損）が生じた場合に、着荷主から運送した物流事業者又は貴社に対して、毀損の無い（無傷の）物品についてまで事故に伴う費用を負担するよう要請を受けたことがありましたか。

① 毀損が生じた物品のみ費用を負担するよう要請を受けたことがあった
② 毀損の無い（無傷の）物品を含めて費用を負担するよう要請を受けたことがあった
③ なかった（又は運送中に毀損が生じたことがなかった）
④ 分からない

（⇒②以外を選択した場合は、クへ移動します）

キ　前記カで②を選択した場合、貴社はその費用を負担したことがありましたか。

① 負担したことがあった
② 毎回断った

ク　着荷主から、運送した物流事業者又は貴社に対して、前記イ又はカ以外に役務や金銭といった経済上の利益を提供するよう要請を受けたことがありましたか。

① あった（※提供を受けたものを具体的に記載してください）
② なかった
③ 分からない

設問１１　情報提供への対応について

設問１０に関して、物流事業者又は貴社が、着荷主から不利益な行為を受けたとして、その事実を公正取引委員会に知らせた又は知らせようとしたことがありましたか。ある場合、着荷主が貴社に対して採った具体的な対応を選択してください。

① 該当する事例はなかった（又は該当する事例があったか否か把握していない）
② 従来どおり取引を継続した
③ 取引数量、取引高等を減らした
④ 取引を打ち切った
⑤ 貴社に対して、公正取引委員会へ情報を提供した（提供しようとした）物流事業者との取引を減らす又は打ち切るよう求めた
⑥ 該当する事例はあったが、公正取引委員会に情報提供しようとしなかった
⑦ その他（※着荷主が採った対応を具体的に記載してください）

設問１２　改正物流特殊指定への対応について

ここでは、回答時点での以下の事項をお尋ねします。

令和９年４月から、「改正物流特殊指定」が施行され、着荷主による一定の行為が規制されます（改正物流特殊指定の詳細は、本調査の協力依頼状に同封したリーフレット又は公正取引委員会ウェブサイトを御覧ください。）。

（アは、第１部設問８アに回答をしていない場合にのみ表示されます。）

ア　貴社は、改正物流特殊指定について、知っていますか。

① よく知っている
② 詳細は知らないが、聞いたことはある
③ 今回、初めて知った　（⇒設問１３へ移動します）

イ　設問８ア又は設問１２アで①又は②を選択した場合、貴社は、発荷主として社内でどのような準備をしていますか。実施中又は完了したものを全て選択してください。〔複数回答可〕

① 改正物流特殊指定に関する情報収集
② 着荷主への物品の引渡し（納品）がある取引の確認
③ 着荷主の資本金、従業員数等の把握（改正物流特殊指定の適用対象となる取引先か否かの確認）
④ 物品の引渡し（納品）に関係する部門（営業、出荷等）の従業員を対象とした研修
⑤ 着荷主との取引条件改善に向けた協議（※改善の内容を具体的に記載してください）
⑥ その他（※実施中又は完了した対応を具体的に記載してください）
⑦ 着手していない
⑧ 現状を確認した結果、対応を要するものはなかった

（⇒⑦・⑧を選択した場合、他の選択肢は選べません）

※　令和７年１０月１日～令和８年９月３０日の取引について回答してください。

設問１３　具体的な着荷主に係る情報

設問１０及び１１に関して、改正物流特殊指定上問題がある行為があったと考える具体的な着荷主があれば、以下の項目を可能な範囲で回答してください。（最大３社）

①着荷主の商号、②事業所名、③事業所の所在地、④法人番号、⑤行為の態様（いつ、誰が、何を、どうしたか）

第３部　荷主としての設問

調査対象の取引（荷主）

「調査対象の取引（荷主）」は、貴社が物流事業者に継続的（注１）に委託している物品（注２）の運送又は保管のうち、**取引の相手方への引渡し（納品）に当たらない**（**「調査対象の取引（発荷主）」に該当しない**）**取引**です。

ただし、事業者・一般消費者の別にかかわらず広く適用される取引条件の下で行う運送又は保管は除きます（例：一般消費者向けの宅配便を利用した荷物の運送）。

（注１）　「継続的」とは、毎月のように連続的に委託していることまでは必要ではなく、例えば、半年ごとに委託しているような場合も含まれます。ただし、運送又は保管が臨時で行われるような単発（スポット）取引は調査の対象から除かれます。

（注２）　「物品」とは、内容に限定はなく、例えば、ガソリン等の液体や酸素・窒素等のガス状のもの等も含まれます。

この調査で対象とする荷主としての取引（典型的な例）

⑴　貴社拠点間の運送



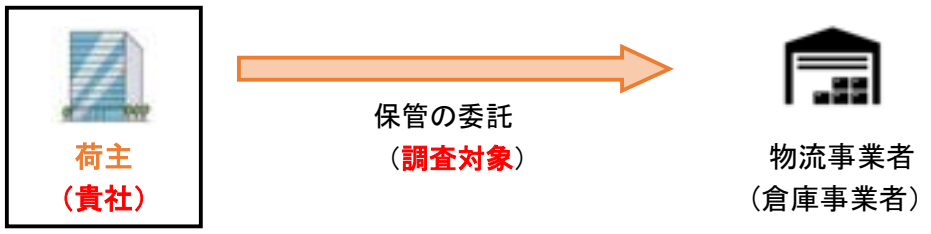
（注）貴社が施設を保有するものに限らず、利用するのみのものも含みます。

⑵　引取運送（注）



（注）貴社が購入するなどした物品や、国内に荷揚げされた輸入品を引き取るために、貴社が委託した運送。
（物品の引取先が委託した運送は、「調査対象の取引（着荷主）」として第１部で回答してください。）

⑶　保管の委託



【御注意】

●例えば貴社が販売した製品を、貴社の顧客に引き渡す（納品する）ための運送は、「調査対象の取引（発荷主）」に該当し、この調査では「荷主」としての運送には当たりません。

そのような運送しか委託していない場合は、第２部で回答し、第３部では設問１４で「⑤荷主としての継続的な物品の運送又は保管は委託しなかった」を選択してください。



●物品の運送又は保管を全量貴社の物流子会社に委託している場合は、第３部の回答は不要です。設問１４で⑤を選択してください（設問が終了します。）。

※　令和７年１０月１日～令和８年９月３０日の取引について回答してください。

貴社が荷主として、物流事業者に対して物品の運送又は保管を委託した際のことをお尋ねします。

設問１４　荷主としての運送又は保管の委託取引の有無

荷主として、物流事業者に対して次のような継続的な物品の運送又は保管を委託する取引はありましたか。該当するものを全て選択してください。〔複数回答可〕☆

① 貴社の拠点（貴社の保有する施設に限らず、利用しているのみのものを含む）間の運送
② 貴社が物品の引取を委託した運送や、国内に荷揚げされた輸入品を引き取るための運送
③ 倉庫での保管
④ ①～③以外で、貴社が発荷主に当たらない運送（※具体的に記載してください）
※貴社が販売したり、製造・修理・情報成果物作成の委託を受けて納品する物品以外の運送があれば④を選択。
⑤ 荷主としての継続的な物品の運送又は保管は委託しなかった
（⇒⑤を選択した場合、他の選択肢は選べません。設問２７へ移動します）

設問１５　物品の運送又は保管を委託した物流事業者について

ここから先は、前記設問１４で回答した運送又は保管の委託先に関して回答してください（第２部で回答していただいた、発荷主として貴社の顧客へ納品するための運送委託先については、回答する必要はありません）。

ア　貴社の資本金額に応じて、以下のいずれかをお尋ねします。☆

・貴社の資本金額が３億円超の場合、資本金３億円以下（※）の物流事業者（個人を含む）への委託はありましたか。
※資本金３億円超の親会社がある物流事業者への委託を含める必要はありません。

・貴社の資本金額が３億円未満の場合、資本金１０００万円以下（※）の物流事業者（個人を含む）への委託はありましたか。
※資本金１０００万円超の親会社がある物流事業者への委託を含める必要はありません。

① あった
② なかった　（⇒設問１カで②を選択していた場合は、設問２７へ移動します）
③ 分からない

※　令和７年１０月１日～令和８年９月３０日の取引について回答してください。

（本問は、設問１カ（貴社の従業員数）で①を選択した場合のみ表示されます。）

イ　従業員数が３００人以下の物流事業者への委託はありましたか。☆

①　あった
②　なかった　（⇒前記アでも②を選択していた場合は、設問２７へ移動します）
③　分からない

設問１６　運賃・料金又は保管料の額の決定について

ア　運賃・料金又は保管料の額の決定（改定を含みます。以下同じです。）に際して、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおり（調査対象期間の前年を含みます）の取引価格に据え置いたことがありましたか。

①　明示的に協議することなく、据え置いたことはなかった
②　明示的に協議することなく、据え置いたことがあった
③　明示的に協議を実施した（※協議の結果については問いません）

イ　前記アのようなコスト上昇以外の状況に起因して、どのような方法で運賃・料金又は保管料の額を決定しましたか。該当するものを全て選択してください。〔複数回答可〕

①　物流事業者と十分に協議を行い決定した（又は物流事業者からの要求金額どおりに決定した）
②　運送又は保管の内容に対して通常支払われるであろう取引価格を調査し、その取引価格から大幅に離れることのない取引価格に決定した
③　貴社の予算を基準にして一方的に決定した
④　一部の物流事業者と協議して決めた運賃・料金又は保管料の額を、その他の物流事業者の運賃・料金又は保管料として一方的に決定した
⑤　運賃・料金又は保管料の改定に当たって、従来の取引価格を一律に一定率引き下げた
⑥　その他（※方法を具体的に記載してください）
⑦　調査対象期間内に決定したことはなかった　（⇒⑦を選択した場合、他の選択肢は選べません）

※　ここでは、令和８年１月１日以降の取引について回答してください。

設問１７　運賃・料金又は保管料の支払について

ア　本問は、令和８年１月以降の取引についてお尋ねします。
貴社の運賃・料金又は保管料の支払はどのような方法ですか。該当するものを全て選択してください。
〔複数回答可〕

① 現金払（※金融機関振込みを含みます）
② 手形払
③ 電子記録債権
④ その他（一括決済方式等）

（⇒③④の選択が無い場合、ウに移動します）

イ　前記アで③又は④のいずれかを選択した場合、その満期日又は決済日があらかじめ定めた支払期日より後になることはありましたか。

① なかった
② あった

＜重要なお知らせ＞

◆　令和８年１月１日から施行された中小受託取引適正化法（取適法）では、荷主から物流事業者に対する運送の委託の多くについても対象取引（特定運送委託）とされました。

◆　取適法の対象取引においては、手形払が禁止され、また、電子記録債権や一括決済方式（ファクタリング等）などの支払手段についても、支払期日までに代金相当額の金銭を得ることが困難なものは併せて禁止されました。

◆　令和９年４月１日から、物流特殊指定第１項の対象取引においても同様に、手形払が禁止され、電子記録債権や一括決済方式（ファクタリング等）などの支払手段についても、支払期日までに代金相当額の金銭を得ることが困難なものは併せて禁止されますので留意してください。

※　この先は、令和７年１０月１日～令和８年９月３０日の取引について回答してください。

ウ　本問は、調査対象期間（令和７年１０月１日～令和８年９月３０日）の取引についてお尋ねします。物流事業者に責任がないのに、あらかじめ定めた支払期日より後に運賃・料金又は保管料を支払ったことがありましたか。あった場合、該当する理由を全て選択してください。〔複数回答可〕

①　支払期日より後に支払ったことはなかった　（⇒①を選択した場合、他の選択肢は選べません）
②　支払期日が金融機関の休業日であったため（※ただし、支払期日が金融機関の休業日に当たる際に、翌営業日等に支払う旨の合意が物流事業者となされている場合は「①」を選択してください）
③　貴社の事務処理が遅れたため
④　物流事業者から請求書の提出が遅れたため
⑤　その他（※理由を具体的に記載してください）

設問１８　運賃・料金又は保管料の減額について

ア　物流事業者に責任がないのに、既に提供された運送又は保管の代金を一定率（又は一定額）減額して支払ったことがありましたか（「協力金」、「協賛金」、「値引き」、「歩引き」、「手数料」等、減額の名目は問いません。）。

①　あった
②　なかった

イ　物流事業者と合意せずに金融機関の振込手数料の額を運賃・料金又は保管料から差し引いて支払ったことがありましたか。

①　あった
②　なかった

ウ　改定によって運賃・料金又は保管料の額を引き下げたことがある場合、改定日より前に発注したものについても、改定後の運賃・料金又は保管料の額で支払ったことがありましたか。

①　あった
②　なかった（又は改定によって運賃・料金又は保管料の額を引き下げたことはなかった）

設問１９　物品の購入要請・サービスの利用要請について

ア　物流事業者に対して、業務の遂行上合理的な必要性（※）が無いにもかかわらず、物品の購入又はサービスの利用を要請し、その要請に応じてもらったことがありましたか。ある場合、該当する具体的な要請方法を全て選択してください。〔複数回答可〕

※「業務の遂行上合理的な必要性がある場合」とは、例えば、物流事業者が適切に業務を行うために必要な性能を有する保冷容器の購入を求めるなどが想定されます。

また、「業務の遂行上合理的な必要性がない場合」とは、例えば、委託した運送又は保管を行うために必要ではないもの（貴社が販売する飲食料品など）や、必要であっても他の事業者から購入した方が合理的（他の事業者より高額なカーリースのサービスなど）といったものなどが想定されます。

① 業務の遂行上合理的な必要性が無い物品の購入又はサービスの利用を要請したことはない
（⇒①を選択した場合、他の選択肢は選べません）
② 購入又は利用しなければ取引を打ち切る、取引数量を削減するなど、今後の取引に影響すると受け取られるような方法による要請
③ 発注担当者など今後の取引関係に影響を及ぼし得る者からの要請
④ 物流事業者に割り当てた目標額・目標数量を示した上での要請
⑤ 物流事業者から購入又は利用の意思が無いと伝えられたにもかかわらず、重ねて行った要請
⑥ その他（※要請方法を具体的に記載してください）

イ　前記アで②～⑥のいずれかを選択した場合、購入又は利用の要請に応じてもらった物品又はサービスはどのようなものでしたか。
※自由記載

設問２０　運送又は保管に係る経済上の利益の提供要請について

ア　物流事業者に対して、委託内容に含まれていない附帯業務（貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、荷積み、荷卸し、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り等）を行うよう要請し、応じてもらったことがありましたか。
① あった
② なかった

イ　貴社がプロモーション活動（イベント等）を行った際、物流事業者に対し、既に提供された運送又は保管の代金を減額する方法ではなく、別途、金銭の提供を要請し、応じてもらったことがありましたか（「協賛金」、「協力金」等、提供の名目は問いません。）。
① あった
② なかった

※　令和７年１０月１日～令和８年９月３０日の取引について回答してください。

ウ　（本問は、輸入品の運送を委託していない方は回答しなくても結構です。エに進んでください。）

貴社が物流事業者に対し、物品の運送又は保管の継続的な取引に附帯して輸入通関業務も委託している場合、事前にその条件を明確にせず、又は物流事業者にとって負担を上回る（又は負担に見合う）直接の利益（※）が得られるようにすることなく、同業務において発生する関税・消費税の支払を一時的に立て替えるよう物流事業者に要請し、応じてもらったことがありましたか。

※「直接の利益」とは、物流事業者が金銭等の経済上の利益を提供することにより、物流事業者の取引数量、取引高の増加につながる場合など実際に生じる利益のことをいい、貴社との将来の取引が有利になるというような間接的な利益は含みません。

①　あった
②　なかった（又は、物品の運送又は保管の継続的な取引に附帯して輸入通関業務を委託していない）

エ　運送中の事故等によって物品に毀損（傷つけること、破損）が生じた場合、物流事業者に対して、毀損の無い（無傷の）物品についてまで事故に伴う費用を負担してもらったことがありましたか。

①　毀損が生じた物品のみ費用を負担してもらったことがあった
②　毀損の無い（無傷の）物品を含めて費用を負担してもらったことがあった
③　なかった（又は運送中に毀損が生じたことがなかった）

オ　物流事業者に対して、前記ア～エ以外に経済上の利益の提供を要請し、応じてもらったことがありましたか。

①　あった（※提供を受けたものを具体的に記載してください）
②　なかった

設問２１　荷待ちについて

ア　貴社は物流事業者との間で出発時間・到着時間を取り決めていましたか。

取り決めていたにもかかわらず、貴社の都合で出発時間・到着時間を変更し、物流事業者に運転手の人件費等の契約外の追加費用が生じた際に、その費用を負担しなかったことがありましたか。該当するものを選択してください。

①　貴社が負担しなかったことがあった
②　荷待ちが発生した際はそれに伴う費用を全額支払った
③　物流事業者に対し荷待ちをさせたが、それに伴う費用が生じたか否か確認しなかった
④　荷待ちを行わせたことはなかった又は出発・到着時間を取り決めたことはなかった（⇒設問２２へ移動します）

イ　前記アで①～③を選択した場合、荷待ち時間は一般にどの程度でしたか。最も頻度が多かったと考えられるものを、次の区分から選択してください。

①　３０分以内
②　３０分超１時間以内
③　１時間超２時間以内
④　２時間超３時間以内
⑤　３時間超

設問２２　委託内容の変更・やり直しについて（荷待ちを除く）

貴社が委託内容を変更し又はやり直させ、それに伴い物流事業者に契約外の追加費用が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかったことがありましたか。該当するものを選択してください。

ただし、ここでは、あらかじめ取り決めた時間に物流事業者が到着しているにもかかわらず、貴社の都合で荷卸しの時間を変更して遅らせる「荷待ち」は含みません。

① 負担しなかったことがあった
② 変更ややり直しの際はそれに伴う費用を全額支払った
③ 物流事業者に対し、追加費用が生じたか否か確認しなかった
④ 委託内容の変更ややり直しを行わせたことはなかった

設問２３　協議に応じない一方的な運賃・料金又は保管料の決定について

ア　労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したことなどを理由に、物流事業者から運賃・料金又は保管料の額に関する協議を求められたことがありましたか。

① あった
② なかった　（⇒設問２４へ移動します）

イ　前記アで①を選択した場合、協議に応じず、一方的に運賃・料金又は保管料の額を決定したことがありましたか。

① あった
② なかった

ウ　前記アで①を選択した場合、協議において物流事業者の求めた事項について、必要な説明又は情報の提供をせず、一方的に運賃・料金又は保管料の額を決定したことがありましたか。

① あった
② なかった

設問２４　要求拒否への対応について

設問１６から２３に関して、物流事業者に、減額や物品購入等の要請を拒否されたことがありましたか。ある場合、当該物流事業者に対して採った具体的な対応を選択してください。

① 物流事業者に対し該当する要請を行ったことはなかった
② 拒否されたことはなかった
③ 要請を撤回し、従来どおり取引を継続した
④ 要請を撤回したが、取引数量、取引高等を減らした
⑤ 取引を打ち切った
⑥ その他（※貴社が採った対応を具体的に記載してください）

※　令和７年１０月１日～令和８年９月３０日の取引について回答してください。

設問２５　情報提供への対応について

設問１６から２４に関して、物流事業者が貴社から不利益な行為を受けたとして、その事実を公正取引委員会に知らせた又は知らせようとしたことについて把握したことがありましたか。ある場合、貴社が当該物流事業者に対して採った具体的な対応を選択してください。

① 該当する事例はなかった（又は該当する事例があったか否か把握していない）
② 従来どおり取引を継続した
③ 取引数量、取引高等を減らした
④ 取引を打ち切った
⑤ その他（※貴社が採った対応を具体的に記載してください）

設問２６　インボイス制度について

※　令和５年１０月から、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。インボイス制度の詳細は、国税庁ウェブサイトの特設ページ（下記 URL）を御覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm

ア　貴社は、インボイス制度に関し、免税事業者である物流事業者に対し、課税事業者に転換するよう求めたことがありましたか。

①　あった
②　なかった　（⇒ウへ移動します）
③　取引先の物流事業者に免税事業者はいない　（⇒設問２７へ移動します）

イ　アで①を選択した場合、貴社は、免税事業者である物流事業者に対し、課税事業者への転換の求めに応じなければ、取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告したことはありましたか。

①　あった
②　なかった

ウ　アにおいて①又は②を選択された方にお尋ねします。貴社は、物流事業者がインボイス制度の導入前後を通じて免税事業者である場合、インボイス制度導入後の当該物流事業者との取引価格をどのように設定しましたか。

①　インボイス制度導入前の取引価格から、仕入税額控除※が認められない金額を上回る金額を引き下げた
②　インボイス制度導入前の取引価格から、仕入税額控除※が認められない金額の範囲内の金額を引き下げた
③　インボイス制度導入前の取引価格のまま、据え置いた
④　インボイス制度導入前の取引価格から、引き上げた
⑤　その他（設定方法を具体的に記載してください）

※　免税事業者からの課税仕入れについては、経過措置としてインボイス制度の実施後仕入税額相当額の８割（令和８年９月末終了）、同７割（令和１０年９月末まで）、同５割（令和１２年９月末まで）、及び同３割（令和１３年９月末まで）の控除ができることとされています。また小規模事業者向け特例や少額特例も適宜改正されています。

設問２７　自由記載について

ここまでの回答に対する補足説明があれば記載してください。

設問は以上で終わりです。
御協力有り難うございました。

【本件調査の改善に関する御意見・御要望について】
本件調査について、下記の例のような改善に関する御意見・御要望がある場合、回答用ウェブサイトにて御報告ください。内容を検討の上、次回以降の調査の企画立案に活用させていただきます。

（要望・意見の例）
- 本件調査と〇〇調査において、同じ△△の調査項目を重複して調査されているため、どちらかに回答すればよいようにしてほしい。
- 回答方法について、××を含めた他の回答手段も用意してほしい。
- 設問□□の趣旨が分かりづらく判断に迷うことがあるので、分かりやすい文章にしてほしい。